

SNSキャンペーン「#みんなのビジネスと人権」 ソーシャルメディアキット

目次

1. [キャンペーンの目的](#)
2. [「ビジネスと人権」とは何か？](#)
3. [国際的な基準（指導原則、国別行動計画 等）](#)
4. [日本でのビジネスと人権](#)
5. [ビジネスと人権問題の例](#)
6. [SNSキャンペーン](#)

キャンペーンの目的

このキャンペーンは、一定期間に同じハッシュタグで個人や団体がビジネスと人権についての情報発信をすることで、日本における『ビジネスと人権』の知名度を高めることを目的としています。特にSNS (facebook, twitter等)を用いることで若年世代を中心にビジネスと人権が何を意味するのかや、どのように貢献できるかを広めていくことを目指しています。また、キャンペーン名「#みんなのビジネスと人権」にはビジネスと人権に関する問題が他人事ではなく、全ての人や生活に当てはまることの理解を促進したいという想いを込めました。

「ビジネスと人権」とは何か？

1) 歴史¹

第二次世界大戦後、人々の生活向上や雇用創出等における企業の役割の重要性が認識される一方で、企業活動が社会にもたらす負の影響についても社会的な関心が高まり、1970年代から、特にグローバルな活動を行う企業に対して責任ある行動が強く求められるようになりました。企業活動における人権尊重への関心も高まり、国際連合を中心に議論が進められ、取組の具体化が進められてきました（詳細は「[これまでの国際的な取組](#)」参照）。とりわけ、2011年に国連人権理事会で合意された「ビジネスと人権に関する指導原則」は企業活動における人権尊重のあり方に関する基礎的な国際文書となっています。

2) 国際的な基準（指導原則、国別行動計画 等）

2011年	国連「ビジネスと人権に関する指導原則」	国連人権理事会において、全会一致で支持された原則です。ビジネスと人権の関係を、 1.人権を保護する国家の義務 、 2.人権を尊重する企業の責任 、 3.救済へのアクセスの三つの柱 に分類し、人権を保護する国家の義務を再確認するとともに、企業には、その企業活動及びバリューチェーン・サプライチェーンにおいて人権に関する諸権利を尊重する責任があることを明記し、人権尊重の具体的方法として「人権デュー・ディリジェンス」の実施も規定されました。
-------	---------------------	---

¹ METI: <https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/index.html>

2018年	OECD「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイドランス」	OECDが策定したガイドランスであり、「多国籍企業行動指針」を実施するための実務的方法を提示しています。デュー・ディリジェンスは、自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係における、実際のおよび潜在的な負の影響を企業が特定し、防止し軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセスです。
	国際労働機関(ILO)「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」	「ILO多国籍企業宣言」とも呼ばれ、社会政策と包括的で責任ある持続可能なビジネス慣行に関して、企業(多国籍企業及び国内企業)に直接の指針を示した文書です。この多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(多国籍企業宣言)に規定された原則は、雇用、訓練、労働条件・生活条件、労使関係等の分野に関し、多国籍企業、政府、使用者団体及び労働者団体に対してガイドラインを提供しています。

3) その他の関連ガイドライン

- [2008年 ラギー国連事務総長特別代表による「保護、尊重及び救済」枠組み報告](#)
- [持続可能な開発のための2030アジェンダ](#)

4) 「人権デューデリジェンス」(人権DD)

企業は、事業活動全体、つまり、サプライチェーン・バリューチェーン全体に関わるライツホルダー(人権の主体)全員の人権リスクを尊重した活動を求められています。調達から製造、流通、販売、そして消費まで、多くの製品・サービスはこういった過程を経て私たちの手に届きますが、その全ての過程に関わる人たちの人権リスクが、人権DDの範囲です。

国内外のサプライチェーン・バリューチェーンに関係するライツホルダーごとに、人権リスクを特定し、負の影響を停止、予防・軽減し、そして適切な救済を保障する、これが人権DDとして求められる企業の行動です。国・地域ごとの状況の違いに留意することも必要です。

人権デュー・ディリジェンス・プロセス、及びこれを支える手段



(参照: OECD「責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイドランス」p.21)

▼より詳しい内容はこちらからも確認できます

SocialConnection4HumanRights: <https://note.com/schr/n/nd8bb3af33149>

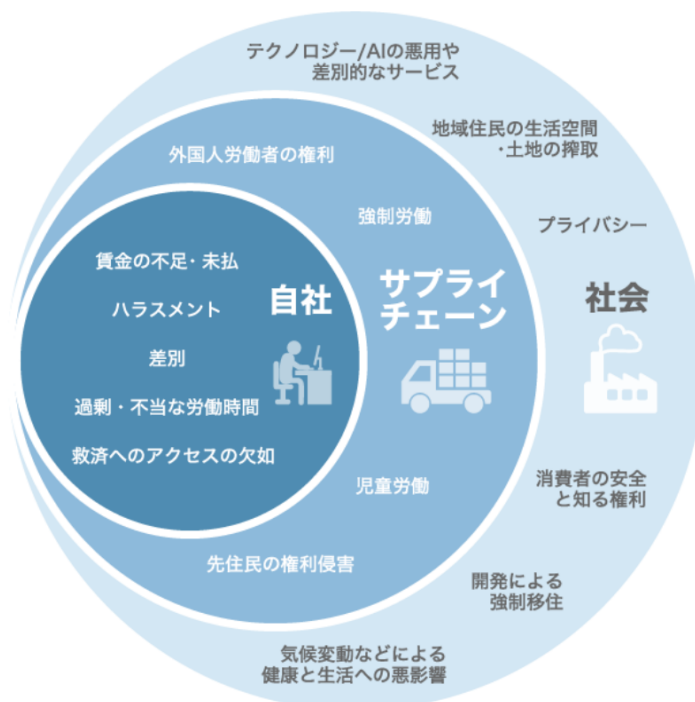
Huffingtonpost: https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_60e6ea62e4b0e01982ea88f6?ncid=tweetlnkjpgmg00000001

日本でのビジネスと人権

日本政府は、2020年10月、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を国内で実施するために、「**ビジネスと人権に関する行動計画(NAP)**」を策定しました。関係省庁と連携しつつ、本行動計画の産業界や一般社会への普及啓発を実施しています。また、業界団体等においても、会員企業に対する人権尊重の取組の推進や、国際的なガイドラインの周知啓発など、「ビジネスと人権」に関する取組を行っています。

一方で、2021年12月に公開された経済省と外務省が実施したアンケート結果では約35%の企業が指導原則、人権DDを理解していないという結果になりました(2786社中760社が回答)。² また、同アンケート内で政府・公的機関に対して①ガイドラインの整備・好事例の共有、②企業への情報提供及び支援、③企業及び国民の意識向上、④国際的な制度調和・他国の制度に関する支援、⑤国内の体制及び制度整備等という企業側からの要望が見られました。

ビジネスと人権で考慮すべき人権リスクの例



▼より詳しい内容はこちらからも確認できます

Website <https://hrn.or.jp/bhr>

² MOFA: <https://www.meti.go.jp/press/2021/11/20211130001/20211130001-1.pdf>

SNSキャンペーン

実施期間: 2022年4月11～22日

画像と投稿文のダウンロード: <https://hrn.or.jp/news/21612/>

参加方法

参加方法は2通りあります。

①のSNS投稿が難しい場合は②のコメント付き拡散で参加をしてください！
シェアやいいねだけでの参加も大歓迎です！

ハッシュタグを使ってビジネスと人権に関する取り組み/問題意識を自由に発信してもOK！


方法①自分のSNSに投稿する参加

1. 上のリンクから画像をダウンロードしてください
2. 指定された投稿日に、投稿文をコピーして、画像を添付して投稿してください
 - 投稿文は変更せずそのまま使用してください
 - ハッシュタグと文字の間は間隔を開けないようにしてください

方法②コメントを付けての拡散や「いいね」での参加

1. FacebookとTwitterで「#みんなのビジネスと人権」を検索
2. 引用リツイート(Twitter)/ ニュースフィードでシェア(Facebook)で自分のコメントを添えてシェアしよう。

★投稿の例

投稿日	投稿文と添付画像
投稿① 4月11日	▼#みんなのビジネスと人権 キャンペーン▼  意外と身近な #ビジネスと人権 日本に輸入されているもので、#児童労働 や #強制労働 が関わる可能性が高いものトップ5は何でしょう？ 答え: 電化製品、衣料品、シーフード、カカオ、木材。 このうちあなたが毎日使っているものは？ #拡散希望

主催: ビジネスと人権市民社会プラットフォーム
問い合わせ: info_bhr@hrn.or.jp (担当団体HRN)

